

競争参加資格審査申請（設計共同体）にあたっての注意事項

中部地方整備局 総務部契約課

設計共同体の競争参加資格審査申請書の作成及び参加表明書等の作成については、別添「競争参加者の資格に関する公示」及び中部地方整備局入札心得並びに見積心得によるほか、下記の事項に留意して作成してください。

記

1 設計共同体に係る競争参加資格審査の申請（競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等））は、各構成員の連名（押印不要）で行ってください。設計共同体の代表者のみからの申請は認められません。

また、支店長・営業所長等からの申請は、2年ごとに更新する「有資格業者名簿：一般競争（指名競争）参加資格」において登録されている支店・営業所等に限り、委任状（別紙様式1）については、委任期間を上記「有資格業者名簿」の有効期間を限度として、委任期間に一度ご提出ください。（案件ごとに提出することは不要です。）

2 申請書に添付する協定書は、正本ではなく、写しを提出してください。正本を提出されても受け付けることはできません。

（設計共同体協定書（正本）については押印必要です。）

なお、〇〇設計共同体協定書8条に基づく協定書は、本業務の契約の相手方として決定された場合のみ、各案件の本局・事務所契約担当課へ提出してください。

3 各案件について、支店長・営業所長等からの参加表明書等の提出を行う場合は、参加表明書等の提出以前に、委任状（別紙様式2又は3）の提出が必要となりますので、各案件の本局・事務所契約担当課へ郵送又は持参（電子入札システムでの送信は不可）してください。（案件ごとに提出が必要です。）

4 各案件について、電子入札システムで参加表明書等の提出を行う場合は、構成員から設計共同体の代表者への委任が必要です。参加表明書等の提出以前に、委任状（別紙様式4）を各案件の本局・事務所契約担当課へ郵送又は持参（電子入札システムでの送信は不可）してください。（案件ごとに提出が必要です。）

5 電子入札システムで業者情報を登録するとき、業者名称欄に代表会社名を登録するのではなく、企業体名称欄に、〇〇〇〇業務××・△△設計共同体と登録してください。

各委任状については、委任者の押印が必要です。